

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	5	府省庁名 金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	上場株式の組織再編等における個人株主の課税方法の簡素化等	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 現在、上場株式の組織再編時等の課税関係は個人投資家にとって複雑なものとなっており、個人投資家の積極的な投資を阻害する一因ともなっている。</p> <p>・ 特例措置の内容 上場株式の組織再編時等において、以下の税制措置を講ずること。</p> <p>① 国内の個人株主が、上場株式の組織再編時に株式のみ交付を受ける場合は、課税の繰延べ（新株を売却した時点で課税）を認めること。</p> <p>② 国内の個人株主が、上場株式の組織再編時に株式と金銭の交付を受ける場合は、当該資産の交付を譲渡所得とすること。</p> <p>③ 国内の法人株主が受け取る組織再編時に係るみなし配当については、源泉徴収を不要とすること。</p> <p>また、内国法人等が受け取る外国籍ETFの償還・解約により支払いを受ける分配金については、源泉徴収を不要とすること。</p>	
関係条文	地方税法第71条の29	
減収見込額	(初年度) - (-) (平年度) - (-) (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 課税関係の簡素化を図ることにより、個人投資家の投資を促し、資産形成の促進を支援すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 組織再編時等の課税関係については、複雑な課税関係となっていることから、資産形成を行っている一般の個人投資家等に過度な税務負担を強いている。 個人投資家の投資を促し、資産形成の促進を支援するために、組織再編時等の課税関係を簡素化することが必要である。</p>	
本要望に対応する縮減案	なし	
担当者等（連絡先）	担当課：総務企画局政策課総合政策室（室長）油布志行（課長補佐）今井利友、山里崇 （担当）佐藤淳、光野正応 電話：(代表) 03-3506-6000（内線）3642、3824、3827、3821（直通）03-3506-6359 03-3506-6899 (FAX) 03-3506-6267 担当メールアドレス：atsushi.sato@fsa.go.jp、masao.mitsuo@fsa.go.jp	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－3 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
	政策の達成目標	投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し個人投資家の市場参加を促すことで、国民に長期的に適切な投資機会が提供され、国民の資産形成が図られること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	新設要望のため、該当せず。
有効性	要望の措置の適用見込み	個人投資家が適用対象。 (参考：24年7月現在 株式個人投資家数 約1,683万人)
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	法人の組織再編時の課税方法が簡素化されることにより、個人投資家が市場に参加しやすい環境が整備され、資産形成が促進される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境が整備されるとともに、個人投資家の市場参加が促進され、国民の長期的な資産形成が図られる。 現行の複雑な金融税制を見直すことにより、投資家にとって簡素でわかりやすい税制が実現される。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>本年度からの要望である。</p>